

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和42年岩手県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（寄附行為の認可の申請） 第2条 <u>法第30条第1項</u>の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為認可申請書及び寄附行為に、<u>省令第2条第5項各号</u>に掲げる書類のほか、<u>次に掲げる書類</u>を添えてしなければならない。 （1） <u>別に定める様式による施設費及び設備費の財源調書</u> （2） <u>負債を予定する場合は、別に定める様式による法人全体の負債償還計画書</u> （寄附行為の補充の請求） 第3条 <u>法第32条第1項</u>の規定による寄附行為の補充についての請求は、別に定める様式による寄附行為補充請求書に、<u>次の各号</u>に掲げる書類を添えてしなければならない。 （1）・（2） [略] （寄附行為変更の認可の申請） 第4条 <u>法第45条第1項</u>の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更認可申請書に、<u>省令第4条第1項第1号</u>、第6項、第9項、第10項又は第11項に定める書類を添えてしなければならない。この場合における<u>省令第4条第1項第3号</u>の書類は、次に掲げる書類とする。 （1） [略] （2） 当該申請に係る寄附行為の変更が、<u>省令第4条第6項</u>、第10項又は第11項に規定する場合に係るものであるときは、前号に掲げる書類のほか、<u>第2条各号に掲げる書類</u> （寄附行為変更の届出） 第4条の2 <u>法第45条第2項</u>の規定による寄附行為の変更についての届出は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更届に、<u>省令第4条第1項第1号</u>に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。 （解散の認可等の申請） 第5条 <u>法第50条第2項</u>の規定による学校法人の解散についての認可<u>又は認定</u>の申請は、別に定める様式による解散認可申	（寄附行為の認可の申請） 第2条 <u>法第23条第1項</u>の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為認可申請書及び寄附行為に、<u>省令第3条第5項第1号及び第2号</u>に掲げる書類並びに別に定める様式による<u>施設費及び設備費の財源調書</u>を添えてしなければならない。 （寄附行為の補充の請求） 第3条 <u>法第25条第1項</u>の規定による寄附行為の補充についての請求は、別に定める様式による寄附行為補充請求書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 （1）・（2） [略] （寄附行為変更の認可の申請） 第4条 <u>法第108条第3項</u>の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更認可申請書に、<u>省令第44条第1項第1号及び第3号</u>、第6項、第9項、第10項又は第11項に定める書類を添えてしなければならない。この場合における<u>同号</u>の書類は、次に掲げる書類とする。 （1） [略] （2） 当該申請に係る寄附行為の変更が、<u>省令第44条第6項</u>、第10項又は第11項に規定する場合に係るものであるときは、前号に掲げる書類及び<u>第2条の施設費及び設備費の財源調書</u> （寄附行為変更の届出） 第4条の2 <u>法第108条第5項</u>の規定による寄附行為の変更についての届出は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更届に、<u>省令第44条第1項第1号</u>に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。 （解散の認可の申請） 第5条 <u>法第109条第3項</u>の規定による学校法人の解散についての認可の申請は、別に定める様式による解散認可申請書に

請書又は別に定める様式による解散認定申請書に、<u>省令第5条第1項第1号</u>から第4号までに掲げる書類のほか、<u>次の各号</u>に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)・(2) [略] (解散の届出) 第6条 <u>法第50条第4項</u>の規定による学校法人の解散についての届出は、別に定める様式による解散届によってしなければならない。 (合併の認可の申請) 第7条 <u>法第52条第2項</u>の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、別に定める様式による合併認可申請書に、<u>省令第6条第1項各号</u>（第7号を除く。）に掲げる書類のほか、<u>合併前の各学校法人の登記事項証明書を添えて</u>しなければならない。 (清算中に就職した清算人の届出) 第8条 <u>法第50条の7</u>の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、別に定める様式による清算中に就職した清算人届に、<u>当該登記事項証明書を添えて</u>しなければならない。 (清算終了の届出) 第9条 <u>法第50条の14</u>の規定による清算人がする清算終了についての届出は、別に定める様式による清算終了届によってしなければならない。 (準学校法人への準用) 第10条 第2条から<u>第9条</u>までの規定は、<u>法第64条第5項</u>において準用する<u>法第3章</u>の規定に基づいてする<u>法第64条第4項</u>の法人（以下「準学校法人」という。）に係る申請、請求及び届出の手続について準用する。 (組織変更の認可の申請) 第11条 <u>法第64条第6項</u>の規定による学校法人又は準学校法人が準学校法人又は学校法人となることについての認可の申請は、別に定める様式による組織変更認可申請書に、<u>省令第2条第1項第5号、同条第2項各号（第2号を除く。）並びに第4条第3項第1号及び第2号又は第9条第1項各号</u>に掲げる書類のほか、<u>第2条各号に掲げる書類</u>及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。 <u>第12条 削除</u> (登記の届出) <u>第13条</u> <u>政令第2条第1項</u>の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記	、<u>省令第47条第1項第1号</u>から第4号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)・(2) [略] (解散の届出) 第6条 <u>法第109条第5項</u>の規定による学校法人の解散についての届出は、別に定める様式による解散届によってなければならない。 (合併の認可の申請) 第7条 <u>法第126条第3項</u>の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、別に定める様式による合併認可申請書に、<u>省令第48条第1項各号</u>（第7号を除く。）に掲げる書類及び<u>合併前の各学校法人の登記事項証明書を添えて</u>なければならない。 (清算中に就職した清算人の届出) 第8条 <u>法第115条</u>の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、別に定める様式による清算中に就職した清算人届に、<u>当該登記事項証明書を添えて</u>しなければならない。 (清算終了の届出) 第9条 <u>法第122条</u>の規定による清算人がする清算終了についての届出は、別に定める様式による清算終了届によってなければならない。 (準学校法人への準用) 第10条 第2条から<u>前条</u>までの規定は、<u>法第152条第6項</u>において準用する<u>法第3章</u>の規定に基づいてする<u>同条第5項</u>の法人（以下「準学校法人」という。）に係る申請、請求及び届出の手続について準用する。 (組織変更の認可の申請) 第11条 <u>法第152条第7項</u>の規定による学校法人又は準学校法人が準学校法人又は学校法人となることについての認可の申請は、別に定める様式による組織変更認可申請書に、<u>省令第57条第1項各号</u>に掲げる書類（当該申請が<u>同条第6項前段に規定する場合に係るものであるときは、同条第1項各号及び同条第6項第1号から第3号までに掲げる書類</u>）のほか、<u>第2条の施設費及び設備費の財源調査</u>及び変更後の寄附行為を添えてなければならない。 (登記の届出) <u>第12条</u> <u>政令第6条第1項</u>の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記
--	---

をしたことについての届出は、別に定める様式による登記届によってしなければならない。 (理事又は監事の就任の届出等) <u>第14条</u> 政令第2条第2項前段の規定による理事又は監事の就任又は退任についての届出は、別に定める様式による<u>理事(監事)就任(退任)届</u>によってしなければならない。 <u>2 政令第2条第2項後段の規定による他の理事が理事長の職務を代理し、若しくは理事長の職務を行うこと又は理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめることについての届出は、別に定める様式による理事長職務代理等開始(終了)届によってしなければならない。</u>	をしたことについての届出は、別に定める様式による登記届によってしなければならない。 (理事等の就任の届出等) <u>第13条</u> 政令第6条第2項の規定による理事、監事、評議員又は会計監査人の就任又は退任についての届出は、別に定める様式による<u>理事等就任(退任)届</u>によってしなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の私立学校法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。